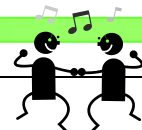
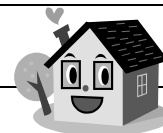


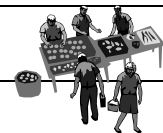
剣淵町の助成事業



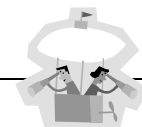
事業名	剣淵町姉妹友好都市交流推進事業		
内容	国内の姉妹都市（富山県射水市）友好都市（香川県さぬき市）との人材交流の促進を図るため、交流事業の一部の経費（交通費）に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。		
対象者	町内に住所を有する者で、5人以上の団体およびグループ	補助金額・補助率	姉妹友好都市間の往復交通費の2分の1、上限額3万円
問合せ先	町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 34-2121（内線221）		



事業名	剣淵町住宅新築・改修促進助成事業		
内容	住宅の新築工事・改修工事とも、工事費用の総額が100万円以上の経費の一部を助成します。		
対象者	町内に住所を有し居住する個人、または本町に居住しようとする個人	補助金額・補助率	・新築工事60万円・改修工事30万円 町外業者が施工する場合は、定額の2分の1。今年度からは上記補助金の3分の1を剣淵町共通商品券で交付。
問合せ先	町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 34-2121（内線221）		



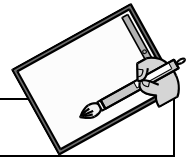
事業名	協働のまちづくり活動支援事業等補助金		
内容	地域の課題解決を図るため、住民自治の推進やコミュニティの形成を展開する目的で、町民の自発性と主体性のある行動への支援を行います。		
対象者	活動拠点が剣淵町内にあり、町民を対象とする活動または事業を行うおむね5人以上で構成された団体	補助金額	初年度20万円 2回目、3回目は10万円
問合せ先	町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 34-2121（内線221）		



事業名	剣淵町人材育成研修派遣事業		
内容	剣淵町の個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めるため、郷土を担う町民を道外および海外に研修派遣することにより、広い視野と創造性豊かな人材を育成し、地域活性化ならびに産業振興の推進を図ります。		
対象者	町内に住所を有し、研修を積極的に行おうとする者	補助金額・補助率	補助対象経費の2分の1 上限10万円
問合せ先	町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 34-2121（内線221）		



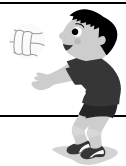
事業名	マツダ車購入助成事業		
内容	マツダの新車購入に対し、助成します。剣淵町にはマツダの冬季テストコースがあり、マツダ車販売の拡大・支援を通し、マツダ(株)の業績が回復することにより、マツダ関係者と広く交流と親交を深め、地域活性化を図ります。		
対象者	町内に住所を有し、車を使用する個人、あるいは町内に事務所または事業所を有し、事業を営む企業	補助金額	1台5万円
問合せ先	剣淵・マツダとふれあう会 生出 豊（緑町 TEL34-2255） 藤原光男（仲町 TEL34-3782） 卯城規伊（元町 TEL34-2960）		



事業名	剣淵町生涯学習活動推進事業補助金
内容	自己に適した手段や方法で、興味や関心のある習い事等、自己の充実または生活の向上のため、団体が行う企画事業を通じて生涯学習活動の質の向上を図ります。
対象者	活動拠点が町内にあり、おおむね5人以上で構成された社会教育関係、文化・芸術関係および社会体育関係の団体（生涯学習登録団体、サークル、単位自治会等）
対象事業	団体が新たに自ら企画して、生涯学習、文化・芸術、スポーツ等の振興や青少年の健全育成に関する事業を実施するもの
対象経費	事業の実施に必要な経費（事業に関わらない運営費および維持管理費、人件費や備品購入費等は対象外）
補助金額	対象経費の4分の3以内の額（5万円が上限）で、1団体年度1回 ※過去に補助金を受けた団体は、2回目以降の補助金の額は、補助金の交付対象経費の4分の3以内の額で3万円が上限となります。 ただし、同一事業または同一内容の事業で補助を受ける場合は、同一事業等で補助を受けた日から3年経過した後、補助金の申請をすることができます。
問合せ先	教育課社会教育グループ TEL 34-2121（内線423）



事業名	剣淵町生涯学習活動団体交通費助成金
内容	自発的、主体的に町内諸団体が行う生涯学習に関わる事業または活動に寄与するため、事業等を実施する際の交通費の負担軽減を図ります。
対象者	町外で行う自主企画の研修会や競技大会に参加する団体（社会教育・社会体育・学校教育関係団体、社会福祉・農業・商工業関係団体等）に所属する会員のうち参加人員がおおむね5人以上の参加者 ※観光や慰安または遊戯、物品の商談や契約等は対象外です。
対象経費	事業または活動の実施に必要な交通費で、原則参加人員によって借上げバスまたはタクシーとなります。ただし、有料道路の料金および駐車料金は各団体の負担です。
補助金額	対象経費の10分の7以内の額（10万円が上限）で、1団体年度5回まで ※町有バスを利用したときは、限度回数5回からその利用した回数を差引きます。
その他	事故等の一切の責任は、助成金を受けた団体が負うものとなります。
問合せ先	教育課社会教育グループ TEL 34-2121（内線423）



事業名	剣淵町社会教育関係競技大会・研修会出場等補助金
内容	町外での競技大会または研修会に出場、あるいは参加する際に要する経費の負担軽減を図り、本町における社会教育・社会体育活動等の振興に資すること。
対象競技大会・研修会	町外での社会教育・社会体育関係団体、あるいは学校教育関係団体の競技大会で、原則予選大会を経ての全道または全国規模の大会への出場、全道規模以上の指導者研修会への参加
対象者	社会教育・社会体育関係団体、学校教育関係団体に所属する町民 ※選手のほか、競技大会の開催要項等で示された場合、監督（責任者）も対象（町民に限る）になります。
対象経費	交通費、宿泊費および参加料（全て実費） ※交通費と宿泊費は、町職員の旅費基準を上限とします。
補助金額	対象経費の10分の7以内の額で、全道および全国規模の大会それぞれ年度1回です。※個人戦および団体戦種目のある団体は、別々に出場する（大会日が異なる）場合に限り、それぞれ年度1回とします。
その他	事故等の一切の責任は、補助金を受けた方（団体）が負うものとなります。
問合せ先	教育課社会教育グループ TEL 34-2121（内線423）